

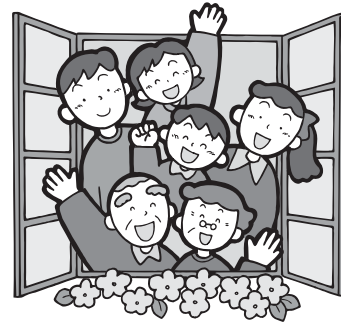
保険税率・保険料が変わります

国民健康保険の健全・安定化に向けて

国民健康保険制度は、加入者の皆さんが病気やケガなどをしたときに、安心して治療を受けることができるように医療費などの給付を行う大切な医療保険制度です。

税率は、国保事業の健全化や保険事業の充実に向けて毎年見直されています。

今回の改正では、国民健康保険税に含まれる、「介護納付金分」（介護費用に充てる分）と、「後期高齢者医療金等分」（後期高齢者医療制度の医療費に充てる分）を適切な税



率に減額改正しました。【表1】新しい税率の適用は今年の4月からとなり、7月以降の納付分から調整することになります。

みんなで支える介護保険制度

介護保険制度は皆さんから納めていただく保険料と国や県、市が負担する公費によって運営されていますが、そのうち65歳以上の人に直接納めていただいている介護保険料の額は3年に1度見直すことになっており、平成21年度は見直しの時期となっています。今回の見直しでは、介護報酬の引き上げや、サービスの需要の増加などにより、65歳以上の人の新しい保険料（21年度から23年度まで）が、基準額37,944円（月額3,162円）から47,904円（月額3,992円）に変更になりました。【表2】また、所得段階については

所得の低い人などの負担能力にきめ細かく対応するため、これまでの4段階を2つに細分化し、軽減措置を行っています。また、今回の見直しにより、特別徴収（年金天引き）で納めている人については、すでに通知している8月分の年金からの徴収額が変更になる場合があります。皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。介護が必要となったときに誰もが安心して介護サービスを受けられるように、保険料は期限内に納めましょう。

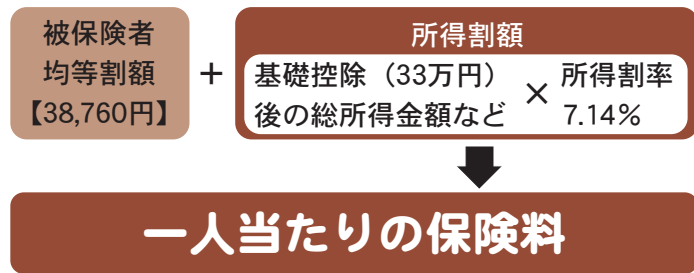


■ 保険税率・保険料が変わります

【表2】 ■ 介護保険料改正表

従来の介護保険料				平成21年度から23年度まで		
所得段階	対象となる人	保険料の調整率	保険料(年額)	所得段階	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額×0.5	18,972円	第1段階	基準額×0.5	23,952円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税の対象になる年金の収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.5	18,972円	第2段階	基準額×0.5	23,952円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	28,458円	第3段階	基準額×0.75	35,928円
第4段階	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている人がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税の対象になる年金の収入額の合計が80万円以下の人	基準額×1.0	37,944円	第4段階	基準額×0.95【軽減】	45,504円
	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている人がいるが、本人は市町村民税非課税の人				基準額×1.0	47,904円
第5段階	本人は市町村民税課税で、合計所得が200万円未満の人	基準額×1.25	47,430円	第5段階	基準額×1.25	59,880円
第6段階	本人は市町村民税課税で、合計所得が200万円以上の人	基準額×1.5	56,916円	第6段階	基準額×1.5	71,856円

【表3】 平成21年度後期高齢者医療保険料



後期高齢者医療保険料について

平成20年4月に、国の医療制度改革により創設された後期高齢者医療制度は、75歳以上（一定の障害がある65歳以上を含む）の人が加入対象の医療制度で、2年後ごとに保険料が見直されますが、本年は変更はありません。【表3】また、所得の少ない人や被用者保険の被扶養者だった人は、引き続き軽減されます。詳しくは、7月中旬に送付予定の本算定通知書をご覧ください。

【表1】 国民健康保険税率改正表
医療給付費分（医療分）・・・国保加入者全員が対象
後期高齢者医療支援金等分（支援金分）・・・国保加入者全員が対象
介護納付金分（介護分）・・・40歳以上65歳未満の人が対象

区分	医療分 変更なし	後期高齢者医療支援金		介護分	
		現行	改正後	現行	改正後
所得割額 (前年分所得-33万円)×税率	6.50%	3.03%	2.77%	1.80%	1.65%
資産割額 本年度固定資産税額×税率	7.00%	3.10%	3.10%	5.50%	5.50%
均等割額 被保険者一人につき	19,500円	6,500円	6,300円	8,000円	7,500円
平等割額 一世帯につき	20,000円	6,500円	6,500円	6,400円	6,400円
課税限度額	470,000円	120,000円	120,000円	90,000円	100,000円

納期・納税通知書の発送について

前年度の所得の確定に伴い、国民健康保険税および介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税通知書を7月中旬に送付する予定です（普通徴収の人は第9期までの納付書が同封されます）。

特別徴収（年金天引き）の口座振替について

国民健康保険・後期高齢者医療保険の特別徴収（年金天引き）は、希望により口座振替に変更することができます。変更を希望する場合は、税務課国民健康保険係までご連絡ください。

国民健康保険税の減免について

失業、病気などにより納付が困難な場合は、減免取扱要項の規定に基づき、国民健康保険税の全部または一部が減免される場合がありますので、税務課国民健康保険係または各総合支所地域生活課にご相談ください。

退職時までの源泉徴収票、雇

用保険受給資格者証など今年の収入見込みが分かる資料と印鑑（認印）などをご持参ください。

国民健康保険資格の異動届は忘れずに

国民健康保険に加入している世帯で、
① 転入・転出した人がいる場合
② 就職などにより、国民健康保険から社会保険に加入した人がいる場合
③ 国民健康保険の資格は自動的に変更されませんのでご注意ください。
④ 退職などにより、社会保険に加入していた人が社会保険をやめた場合
などの事由が発生した場合、各総合支所市民福祉課で手続きが必要になります。届け出をすることにより、国民健康保険税についても税額が変更されることとなります。手続きが必要な人で、まだ済んでいない人は、右記内容を確認し、各総合支所で手続きをしてください。

【問い合わせ】

総務部税務課
国民健康保険係
☎ 0220(22)2163